

淀川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表
 総括表 様式-1 規制の方針等

(水系名：淀川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添平面図・横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁			
幹川	淀川	規制	規制	0/000	2/400	2.4k	堤防 50m	低水路河岸 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	※別添平面図・横断図表示のとおり	治水上の観点からも大きな支障は無いため、橋梁等の構造物に影響の無い範囲での採取可能
幹川	淀川	規制	禁止	2/400	9/500	7.1k	堤防 50m	低水路河岸 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—		河床はほぼ平衡状態にあり、淀川大堰があるために上流からの流送堆積土砂の供給も見込めず、環境上重要な干潟が存在するため禁止
幹川	淀川	規制	禁止	9/500	10/000	0.5k	堤防 50m	低水路河岸 30m	—		—		河川管理上重要な淀川大堰が位置しており、航行禁止区域に設定されているため禁止
幹川	淀川	規制	規制	10/000	34/600	24.6k	堤防 50m	低水路河岸 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	※別添平面図・横断図のとおり	河川改修事業及び河道維持管理において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能。仮置き箇所以外は、環境上重要な自然を有している河岸部は禁止区域とし、航路の断面確保及び船着場整備は防災上および利用の観点から必要であるため、河川管理上支障のない範囲で採取可能
幹川	淀川	規制	禁止	34/600	37/000	2.4k	堤防 50m	低水路河岸 30m	—		—		淀川上流端に位置し、宇治川、桂川及び木津川の三川合流部でもあり、現在改修方針は現状維持であるため禁止
支川	旧淀川	規制	禁止	分派点 (0/000)	管理分界 (0/500)	0.5k	堤防 20m	—	—	—	—		毛馬排水機場下流200m区間であり、護岸等の河川主要施設が現河床により維持されているため禁止
支川	神崎川	規制	禁止	0/000	0/790	0.8k	堤防 20m	—	—	—	—		川幅が狭小であり、保安区域を確保すると、砂利採取範囲は確保されないため禁止
支川	寝屋川 導水路	規制	禁止	友呂岐橋 下流端 (0/000)	寝屋川へ の合流点 (0/200)	0.2k	堤防 20m	—	—	—	—		寝屋川浄化揚水機場施設に伴う河道であり、護岸等の河川主要施設が現河床により維持されているため禁止
支川	芥川	規制	禁止	0/000	2/689	2.7k	堤防 20m	—	—	道路橋上下流 100m	—		大半の部分において川幅が狭小であり、保安区域を確保すると、砂利採取範囲は確保されないため禁止
河川計 (淀川)			規制	—	—	27.0k							
			禁止	—	—	14.2k							

総括表 様式-1 規制の方針等

(水系名：淀川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添平面図、横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
幹川	宇治川	規制	禁止	37/000	53/200	16.2k	堤防 30m	堤防防護 ライン 20m	—	橋梁上下流 150m 鉄道橋上下流 500m	—		一部を除き河床低下傾向にあり、概ね掘削基準高よりも平均河床高が低く、掘削可能量は多く見込めない状況であり、環境上重要な箇所もあるため禁止
支川	古川	規制	禁止	合流点 (0/000)	管理分界 (0/200)	0.2k	堤防 20m	—	—	—	—		久御山排水機場施設に伴う河道であり、護岸等の河川主要施設が現河床により維持されているため禁止
支川	東高瀬川	規制	禁止	0/000	3/323	3.3k	堤防 20m	—	—	道路橋上下流 100m	—		大半の部分において川幅が狭小であり、保安区域を確保すると砂利採取の範囲は確保されないため禁止
支川	山科川	規制	禁止	0/000	1/836	1.8k	堤防 20m	—	—	橋梁上下流 100m 鉄道橋上下流 500m	—		川幅が狭小であり、保安区域を確保すると、砂利採取範囲は確保されないため禁止
河川計 (宇治川)			規制	—	—	—							
			禁止	—	—	21.5k							

総括表 様式-1 規制の方針等

(水系名：淀川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断面図、横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
幹川	桂川	規制	禁止	0/000	2/000	2.0k	堤防 50m	計画低水路 のり肩 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	※別添平面図・横断面図のとおり	河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能とする。仮置き箇所以外は、平成25年の台風18号洪水の対応として掘削を完了しており、引堤および上流の掘削も予定されていることから、今後の河床の変動を見極める必要があるため禁止
幹川	桂川	規制	規制	2/000	7/200	5.2k	堤防 50m	計画低水路 のり肩 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	※別添平面図・横断面図のとおり	河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能とする。仮置き箇所以外は、平成25年の台風18号洪水の対応として河道掘削等を実施しているが、治水上の観点で大きな支障は無いため、今後の河川管理者による掘削と併せ、計画的な砂利採取を許可する
幹川	桂川	規制	禁止	7/200	18/600	11.4	堤防 50m	計画低水路 のり肩 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	※別添平面図・横断面図のとおり	河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能とする。仮置き箇所以外は、当該区間下流側では、計画高水流量に対して流下能力が不足しており、掘削を行った場合には、下流への負担増が懸念されるため禁止
幹川	桂川 (日吉ダム区間)	規制	禁止	54/400	55/400	1.0k	—	—	—	—	—		施設及びダム操作への影響のため
幹川	桂川 (日吉ダム区間)	規制	禁止	55/400	61/200	5.8k	—	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため。また、ダム本体およびダムの運用に支障を与えるため、貯水池内の航行禁止区域は採取禁止
幹川	桂川 (日吉ダム区間)	規制	規制	61/200	69/200	8.0k	—	堆積箇所 法面から 20m	—	橋梁上下流 150m	—	※別添平面図・横断面図のとおり	環境上（水質保全、濁水等）の観点では問題はありますが、治水上の観点からは大きな支障はないため、橋梁等の構造物に影響の無い範囲での採取可能
支川	桂ヶ谷川	規制	禁止	0/000	0/400	0.4k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	寺谷川	規制	禁止	0/000	0/700	0.7k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため

支川	美濃谷川	規制	禁止	0/000	0/900	0.9k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	千谷川	規制	禁止	0/000	2/200	2.2k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断面、横断面表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
支川	中島川	規制	禁止	0/000	0/700	0.7k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	脇谷川	規制	禁止	0/000	0/400	0.4k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	柿ノ木谷川	規制	禁止	0/000	0/700	0.7k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	小芽川	規制	禁止	0/000	0/100	0.1k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	イビキ谷川	規制	禁止	0/000	0/700	0.7k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	滝谷川	規制	禁止	0/000	0/500	0.5k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	火ノ谷川	規制	禁止	0/000	0/400	0.4k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	田ノ谷川	規制	禁止	0/000	0/300	0.3k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	灰原川	規制	禁止	0/000	0/300	0.3k	堤防 20m	—	—	—	—		砂利採取により貯水池内を攪乱すると曝気設備の効果の検証が困難になるため
支川	明石川	規制	禁止	0/000	0/400	0.4k	堤防 20m	—	—	—	—		川幅が狭小であり、保安区域を確保すると、砂利採取範囲は確保されないため禁止

支川	小細川	規制	禁止	0/000	0/300	0.3k	堤防 20m	—	—	—	—		川幅が狭小であり、保安区域を確保すると、砂利採取範囲は確保されないため禁止
河川計 (桂川)			規制	—	—	13.2k							
			禁止	—	—	29.2k							

総括表 様式-1 規制の方針等

(水系名：淀川)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断図、横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰		
幹川	木津川	規制	禁止	0/000	37/200	37.2k	堤防 50m	堤防防護 ライン 30m	—	橋梁上下流 200m 鉄道橋上下流 500m	—	上流ダム群の整備により土砂供給は減少傾向であり、下流域は特に大幅な河床低下傾向にあり流下能力増加の下流への影響が懸念される。また、上流域では平均河床高の経年変化は平衡状態にあるものの、みお筋の深掘れもあり、河床変動が激しい状況にある区間であり、貴重なたまり空間を維持するため禁止	
河川計 (木津川)		規制	—	—	—	—							
		禁止	—	—	—	37.2k							

総括表 様式－2 採取可能量等及び年次計画

単位：千m³

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計	備考
幹川	淀川	0/000	2/400	2.4k	2180	2180	許可又は許可の予定量	436	436	436	436	436	2180	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	436	436	436	436	436	2180	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
幹川	淀川	10/000	34/600	24.6k	830	830	許可又は許可の予定量	144	144	152	195	195	830	R5・R6年は仮置き土量50千m ³ /年を含む
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	144	144	152	195	195	830	R5・R6年は仮置き土量50千m ³ /年を含む
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
総計	淀川	0/000	34/600	27.0k	3010	3010	許可又は許可の予定量	580	580	588	631	631	3010	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	580	580	588	631	631	3010	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	

※採取可能量については歩留まりを考慮していない

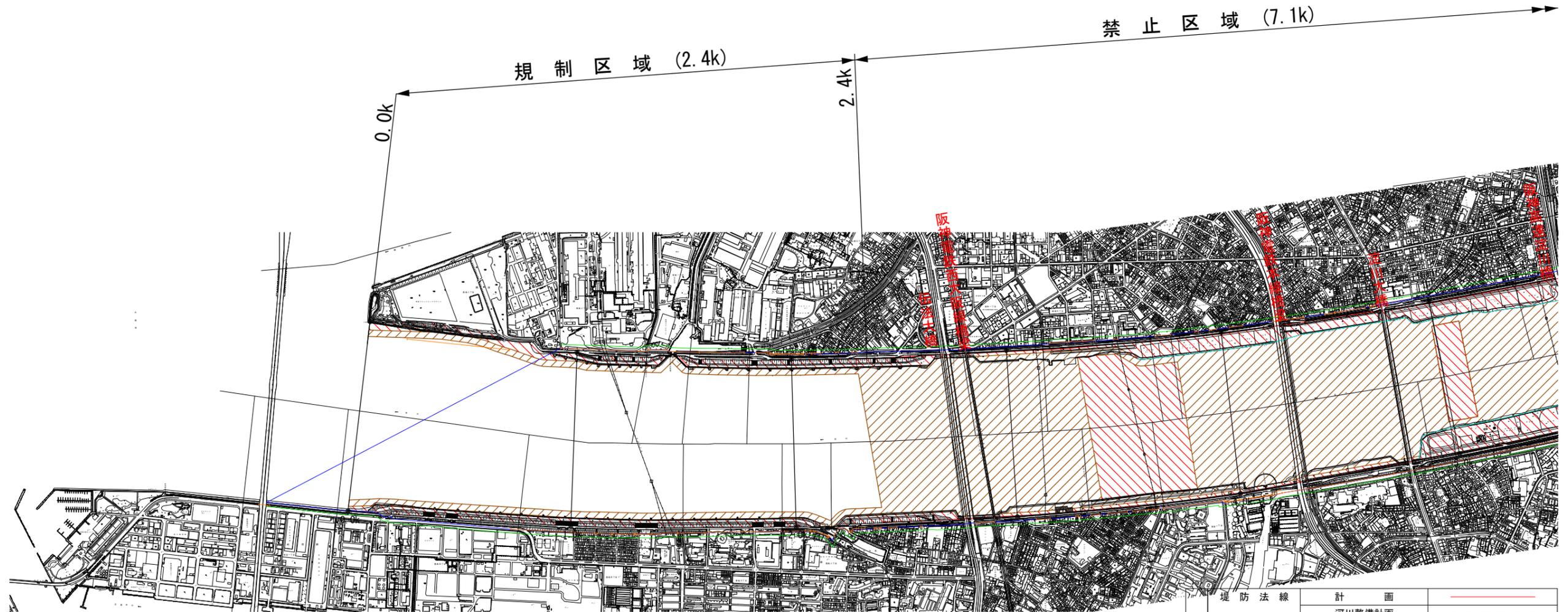
総括表 様式－2 採取可能量等及び年次計画

単位：千m³

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計	備考
幹川	桂川	0/000	18/600	18.6k	730	730	許可又は許可の予定量	146	146	146	146	146	730	河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能とする。
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	146	146	146	146	146	730	河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置きしたものを採取可能とする。
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
幹川	桂川 (日吉ダム区間)	61/200	69/200	8.0k	1580	1580	許可又は許可の予定量	316	316	316	316	316	1580	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	316	316	316	316	316	1580	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
総計	桂川	0/000	69/200	26.6k	2310	2310	許可又は許可の予定量	462	462	462	462	462	2310	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	462	462	462	462	462	2310	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	

※採取可能量については歩留まりを考慮していない

淀川 平面図 (1/6) S=1:10,000



各施設からの保安区域距離

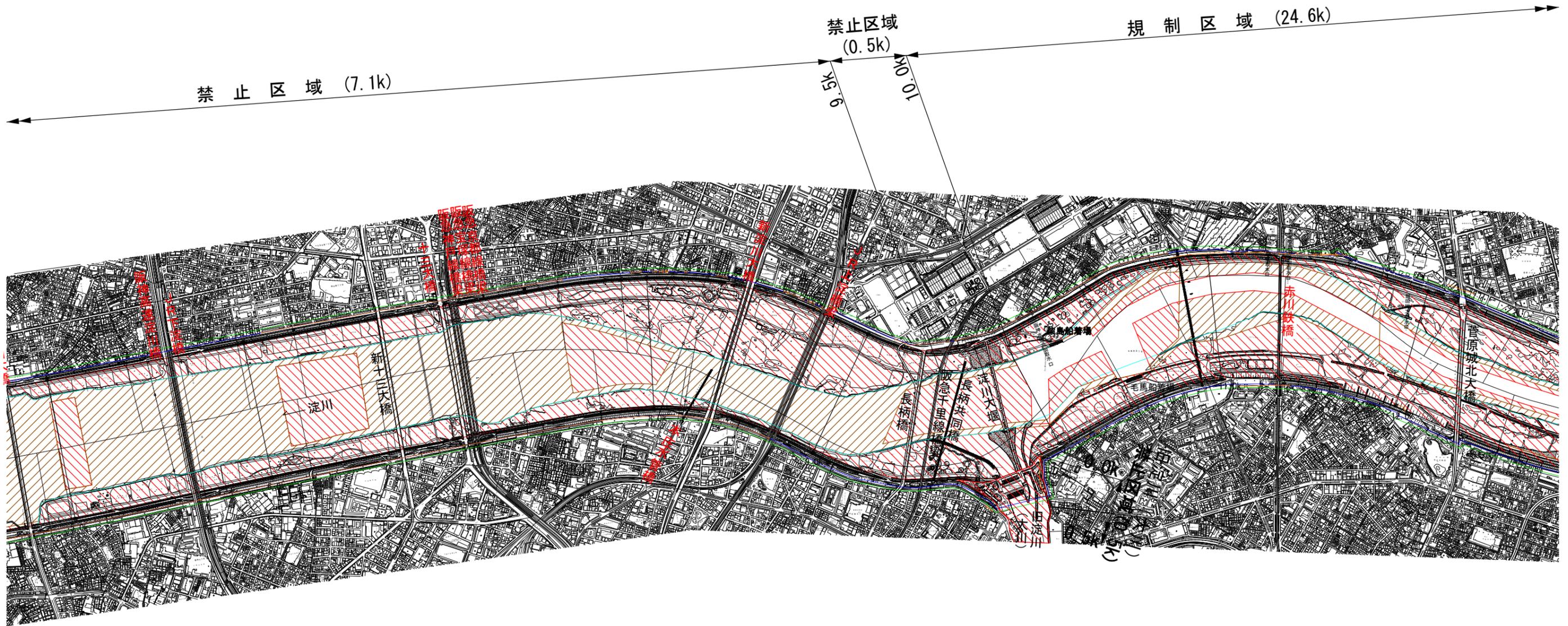
施設の種類		施設からの距離	
		淀川	支川
河川管理施設	堤防法線	50m以上	20m以上
	低水法線	30m以上	10m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

凡	堤防法線	計画	———
	河川整備計画	河川整備計画	———
例	低水路河岸のり肩	計画	———
	河川整備計画	河川整備計画	———
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	———
例	低水路河岸管理ライン		———
	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現況		———
	禁止区域		▨
	保安区域		▨
	船着場		———

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

淀川 平面図 (2/6) S=1:10,000



各施設からの保安区域距離

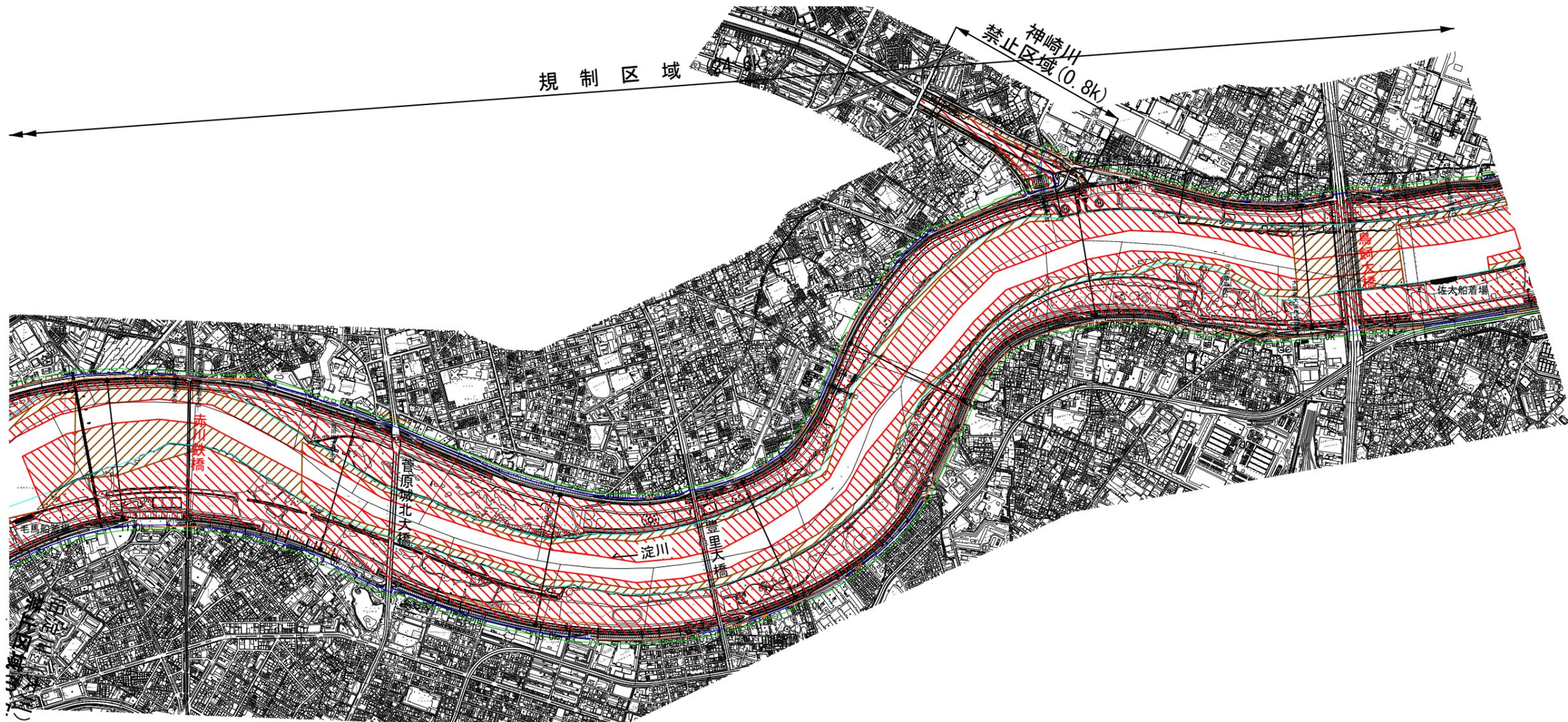
施設の種類		施設からの距離	
		淀川	支川
河川管理施設	堤防法線	50m以上	20m以上
	低水法線	30m以上	10m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

凡	堤防法線	計画	———
	低水路河岸のり肩	河川整備計画	- - - - -
		河川整備計画	- - - - -
	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
必要な高水敷幅が確保できない区間		- - - - -	
例	低水路河岸管理ライン		———
	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現況		———
	禁止区域		▨▨▨▨
保安区域		▩▩▩▩	
船着場		———	

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

淀川 平面図 (3/6) S=1:10,000



各施設からの保安区域距離

施設の種類		施設からの距離	
		淀川	支川
河川管理施設	堤防法線	50m以上	20m以上
	低水法線	30m以上	10m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

凡	堤防法線	計画	———
	低水路河岸のり肩	河川整備計画	———
		河川整備計画	———
	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	———
例	低水路河岸管理ライン		———
	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現況		———
	禁止区域		▨
	保安区域		▨
	船着場		———

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

淀川 平面図(4/6) S=1:10,000

凡	堤防法線	計 画	
		河川整備計画	
例	低水路河岸のり肩	計 画	
		河川整備計画	
凡	堤防防護ライン	必要な高水数値が確保できる区間	
		必要な高水数値が確保できない区間	
例	低水路河岸管理ライン		
	官民境界		
	河川区域界		
	河川保全区域		
	現 況		
	禁 止 区 域		
	保 安 区 域		
	船 着 場		

各施設からの保安区域距離

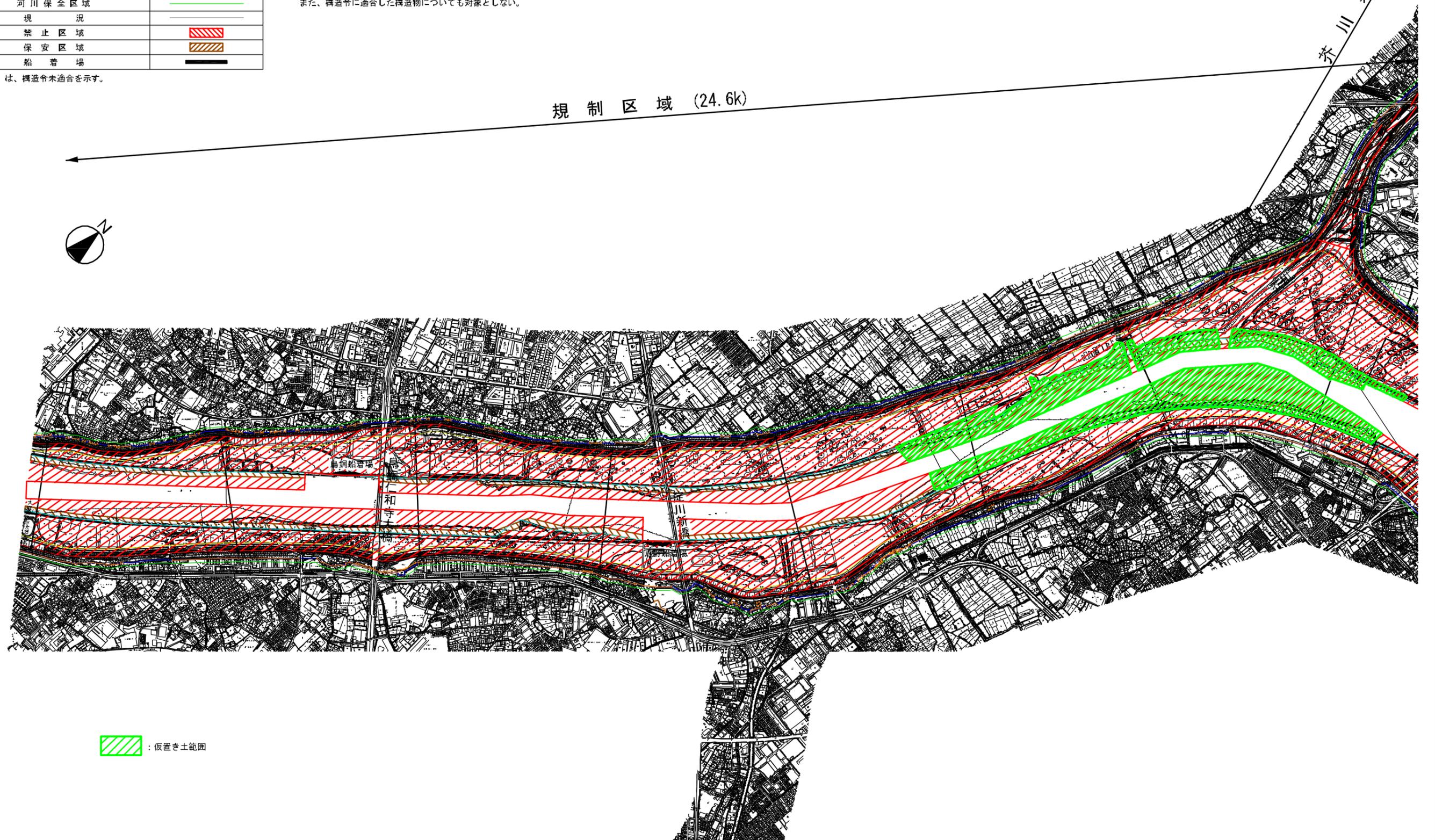
施設の種別	施設からの距離	
	淀 川	支 川
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床 固 め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ200m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

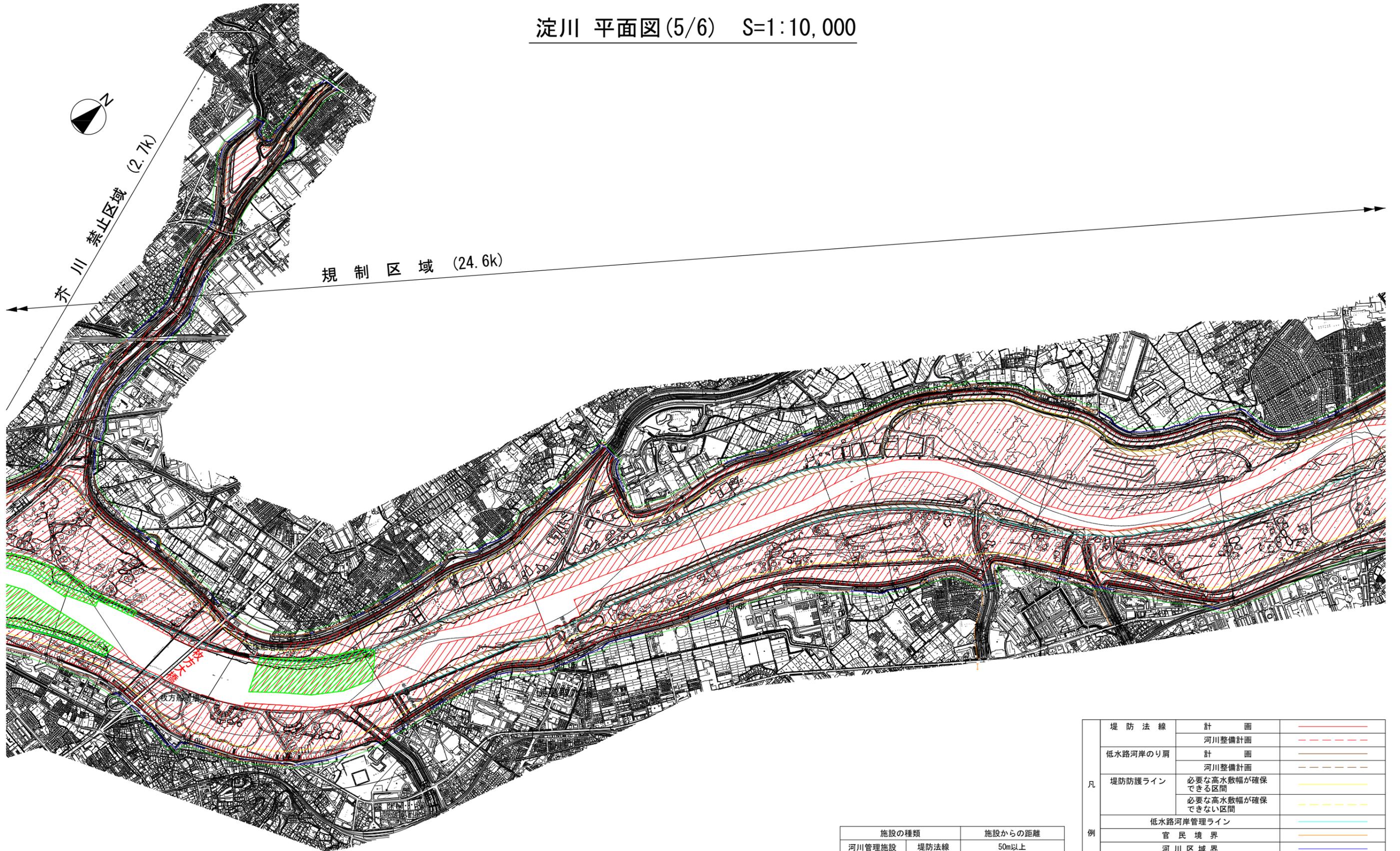
規制区域 (24.6k)

芥川 禁止区域 (2.7k)



: 仮置き土範囲

淀川 平面図 (5/6) S=1:10,000



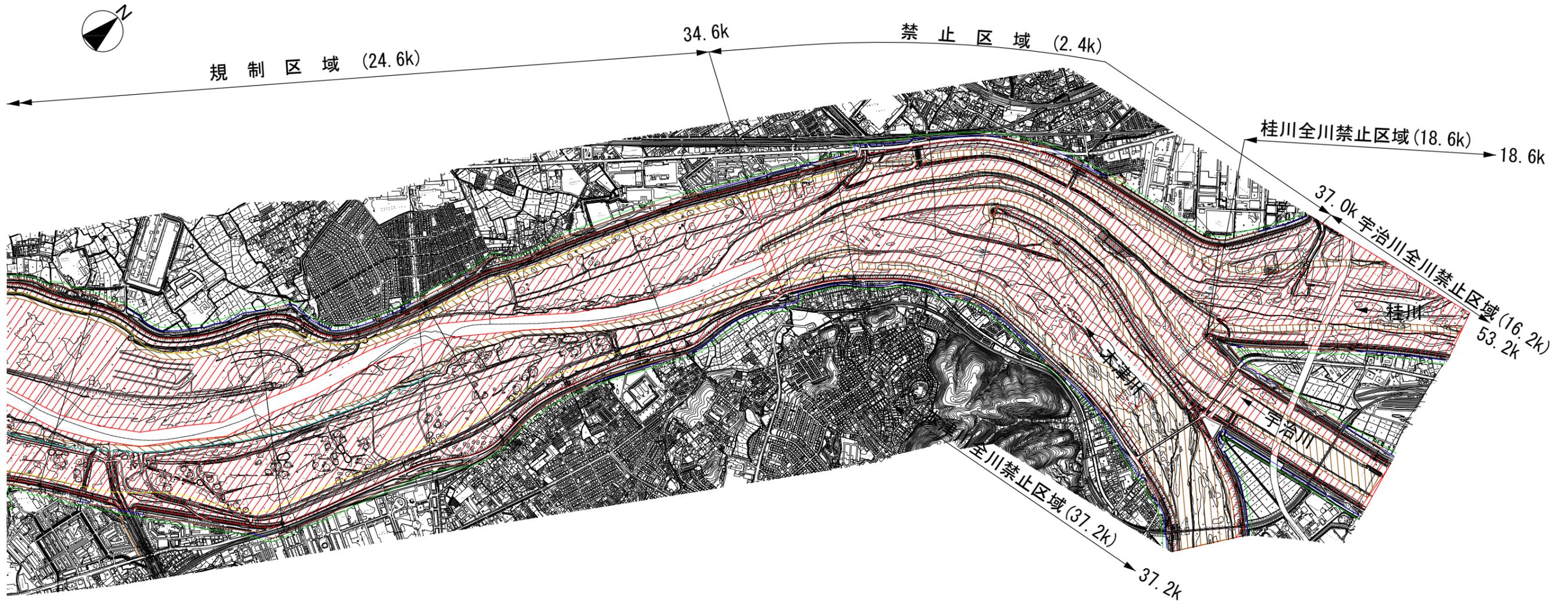
仮置き土範囲

施設の種類		施設からの距離
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上

凡	堤防法線	計画	——
	河川整備計画	計画	- - - -
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	——
		必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - -
	低水路河岸管理ライン	計画	——
例	官民境界	——	
	河川区域界	——	
	河川保全区域	——	
	現況	——	
	禁止区域	■	
	保安区域	■	
	船着場	——	

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

淀川 平面図 (6/6) S=1:10,000



施設の種類		施設からの距離
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上

凡	堤防法線	計画	———
	低水路河岸のり肩	河川整備計画	———
		河川整備計画	———
	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	———
	低水路河岸管理ライン		
例	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現況		———
	禁止区域		▨
	保安区域		▨
船着場		———	

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

宇治川 平面図(1/2) S=1:10,000

凡	堤防法線	計 画	—————
	河川整備計画		-----
例	低水路河岸のり肩	計 画	—————
	河川整備計画		-----
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	—————
		必要な高水敷幅が確保できない区間	-----
例	低水路河岸管理ライン		—————
	官 民 境 界		—————
	河 川 区 域 界		—————
	河 川 保 全 区 域		—————
	現 況		—————
	禁 止 区 域		▨▨▨▨
	保 安 区 域		▨▨▨▨
	堤外民地		—————
	占用範囲		—————

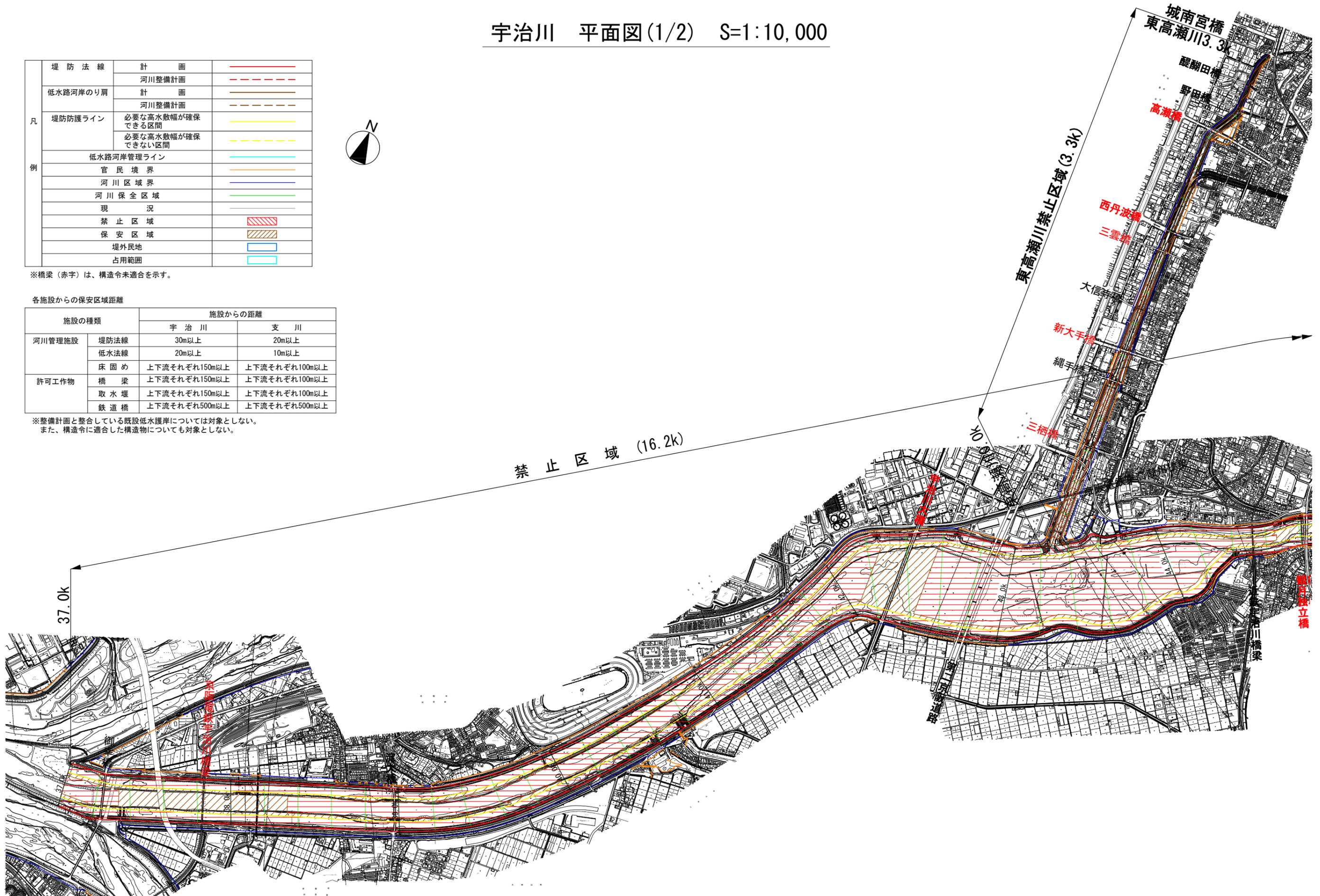


※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

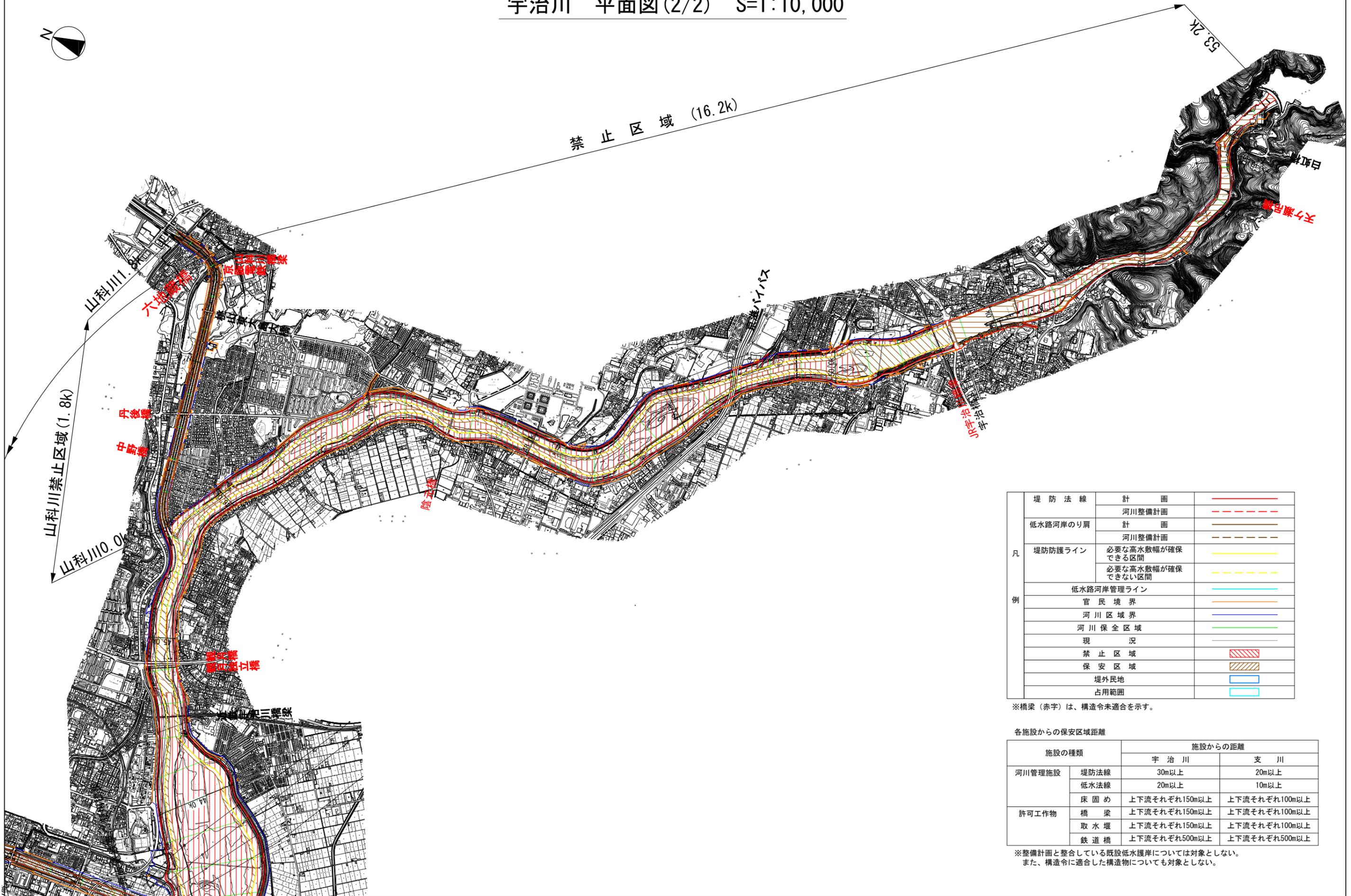
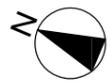
各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	宇 治 川	支 川
河川管理施設	堤防法線	30m以上
	低水法線	20m以上
許可工造物	床 固 め	上下流それぞれ150m以上
	橋 梁	上下流それぞれ100m以上
許可工造物	取 水 堰	上下流それぞれ150m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。



宇治川 平面図(2/2) S=1:10,000



堤防法線	計 画	———
	河川整備計画	- - - - -
低水路河岸のり肩	計 画	———
	河川整備計画	- - - - -
凡 堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
	必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - - -
	低水路河岸管理ライン	———
例	官 民 境 界	———
	河 川 区 域 界	———
	河 川 保 全 区 域	———
	現 況	———
	禁 止 区 域	▨▨▨
	保 安 区 域	▨▨▨
	堤外民地	□□□
	占用範囲	□□□

※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	宇 治 川	支 川
河川管理施設	堤防法線	30m以上
	低水法線	20m以上
	床 固 め	上下流それぞれ150m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ150m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ150m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

桂川 平面図(1/2) S=1:10,000

凡	堤防法線	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
例	低水路河岸のり肩	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - - -
例	低水路河岸管理ライン		———
	官 民 境 界		———
	河 川 区 域 界		———
	河 川 保 全 区 域		———
	現 況		———
	禁 止 区 域		▨
	保 安 区 域		▨
	堤外民地		———
	占用範囲		———

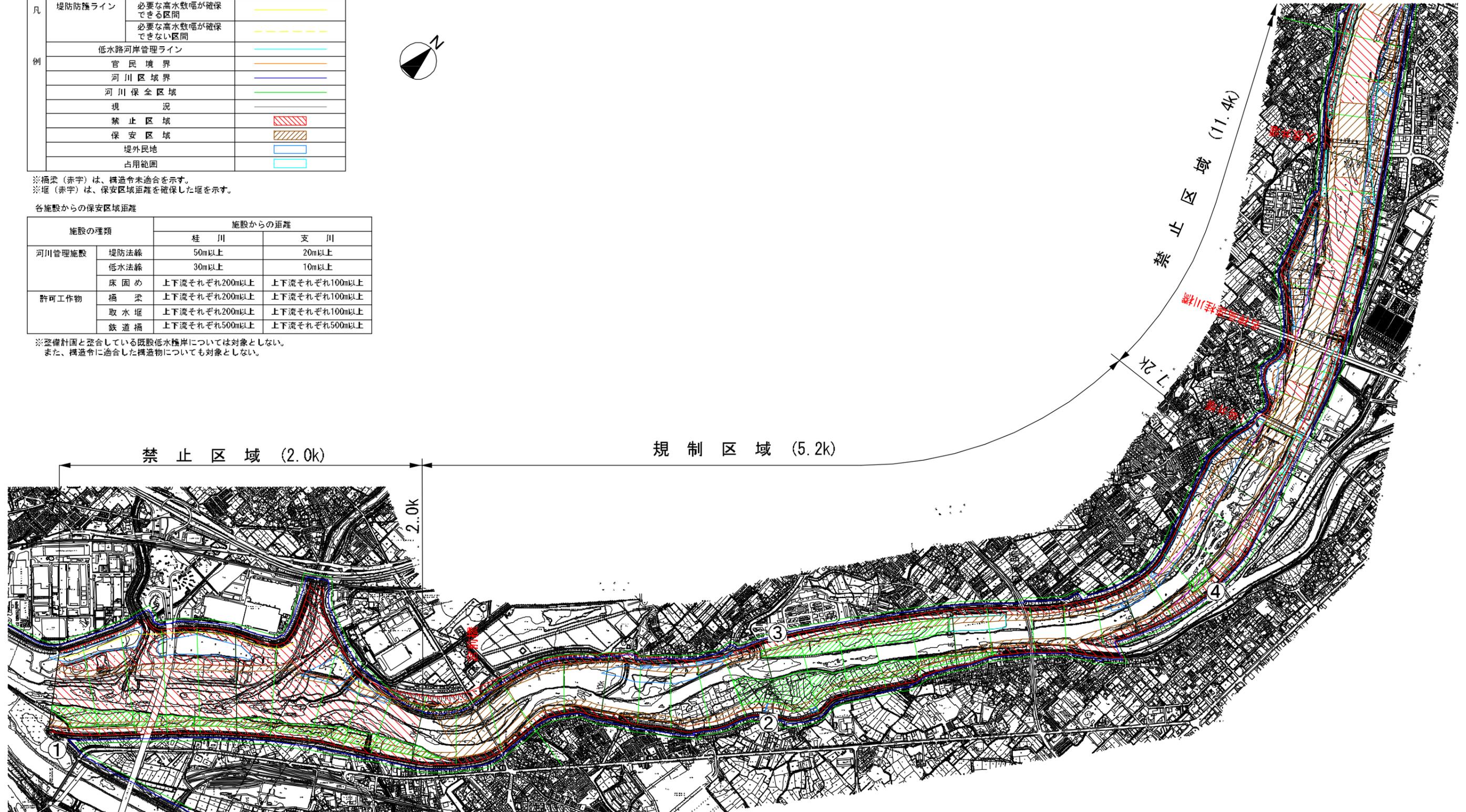


※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。
 ※堰（赤字）は、保安区域距離を確保した堰を示す。

各施設からの保安区域距離

施設の種別	施設の種類	施設からの距離	
		桂 川	支 川
河川管理施設	堤防法線	50m以上	20m以上
	低水法線	30m以上	10m以上
	床 固 め	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
 また、構造令に適合した構造物についても対象としない。



▨ : 仮置き土範囲

桂川 平面図(2/2) S=1:10,000

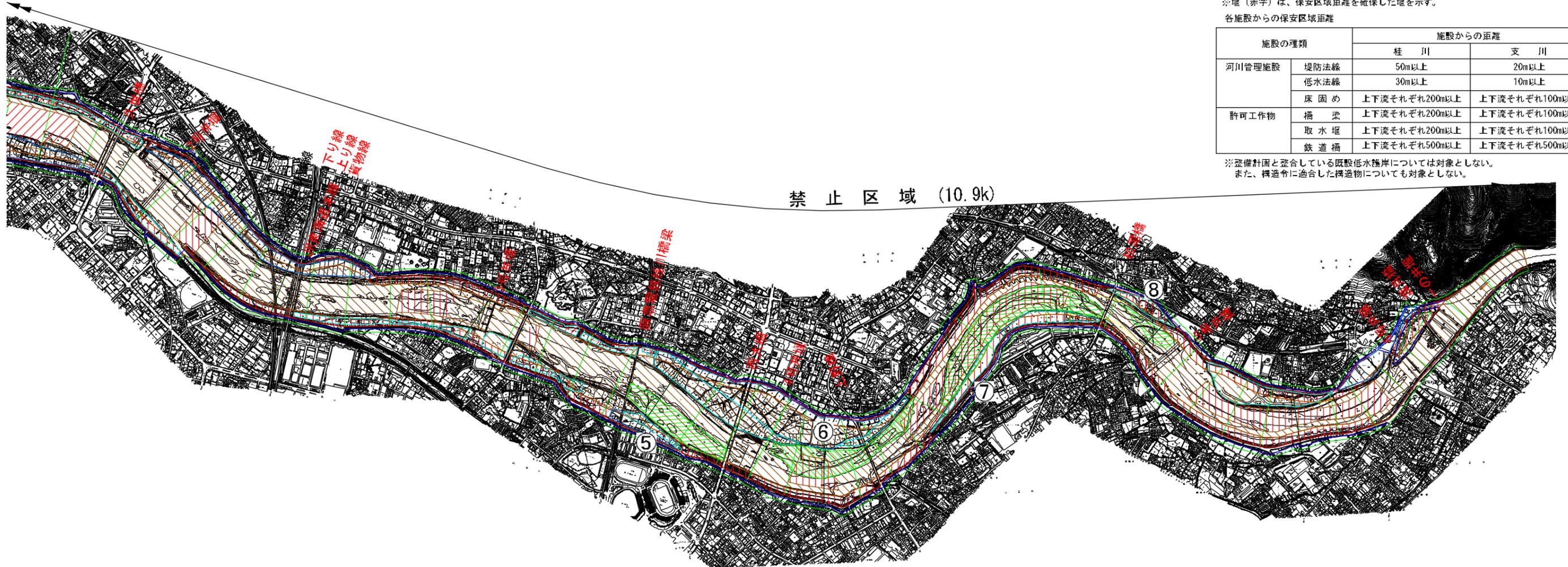


凡	堤防法線	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
例	低水路河岸のり肩	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
凡	堤防防種ライン	必要な高水数幅が確保できる区間	———
		必要な高水数幅が確保できない区間	- - - - -
例	低水路河岸管理ライン		———
	官 民 境 界		———
	河 川 区 域 界		———
	河 川 保 全 区 域		———
	現 況		———
	禁 止 区 域		▨
	保 安 区 域		▨
堤外民地		□	
	占用範囲		□

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。
 ※堰(赤字)は、保安区域距離を確保した堰を示す。
 各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設の種類	施設からの距離	
		桂 川	支 川
河川管理施設	堤防法線	50m以上	20m以上
	低水法線	30m以上	10m以上
	床 固 め	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ200m以上	上下流それぞれ100m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
 また、構造令に適合した構造物についても対象としない。



▨ : 仮置き土範囲

木津川 平面図(1/5) S=1:10,000

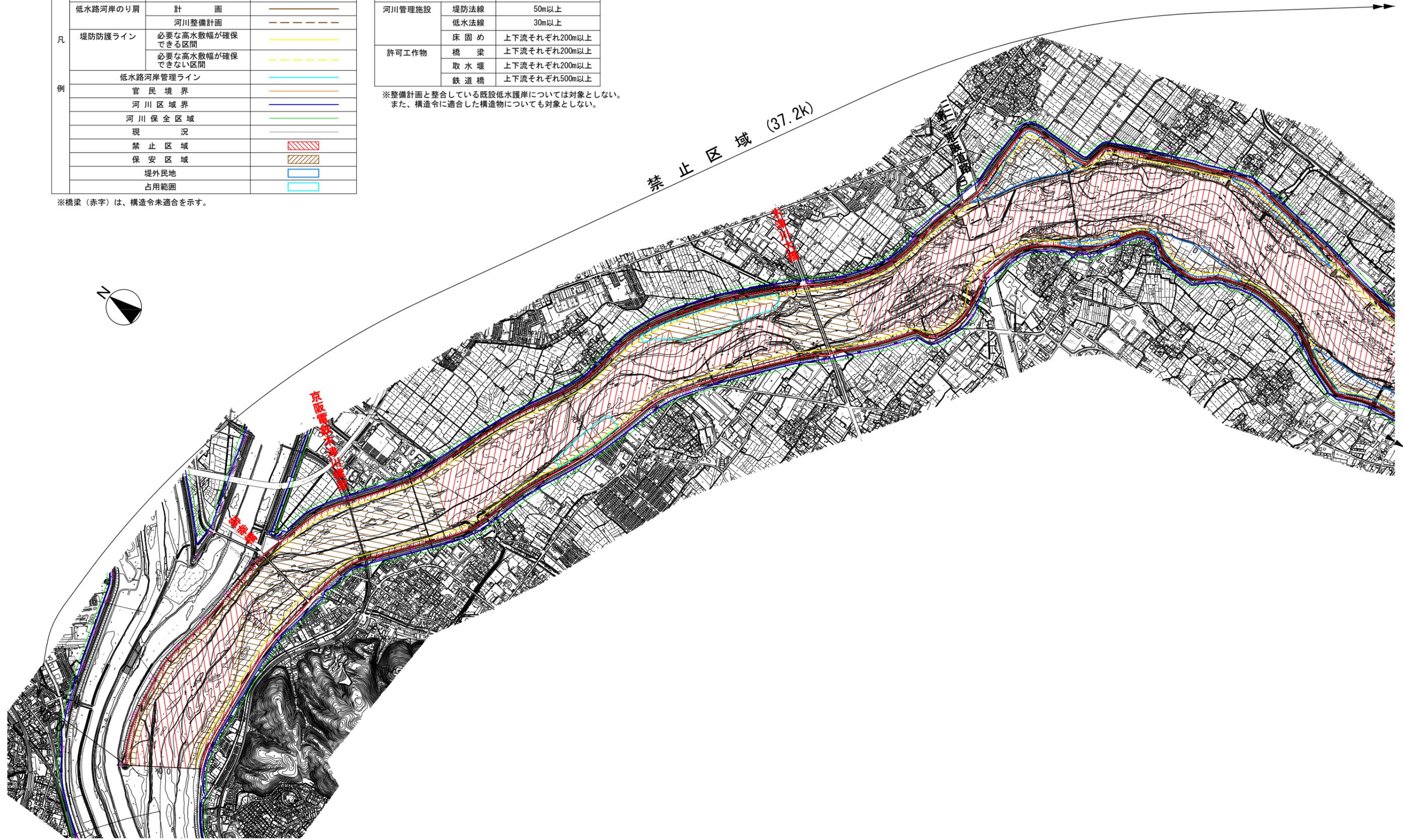
凡	堤防法線	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
例	低水路河岸のり肩	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - - -
例	低水路河岸管理ライン		———
	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現 況		———
	禁止区域		▨
	保安区域		▨
	堤外民地		———
	占用範囲		———

※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	木津川	
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床 固 め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ200m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。



木津川 平面図(2/5) S=1:10,000

禁止区域 (37.2k)



凡例	堤防法線	計画	———	
	低水路河岸のり屑	河川整備計画	- - - - -	
		河川整備計画	- - - - -	
	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———	
		必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - - -	
	低水路河岸管理ライン			———
	官民境界		———	
	河川区域界		———	
	河川保全区域		———	
	現況		———	
禁止区域		▨		
保安区域		▨		
堤外民地		□		
占用範囲		□		

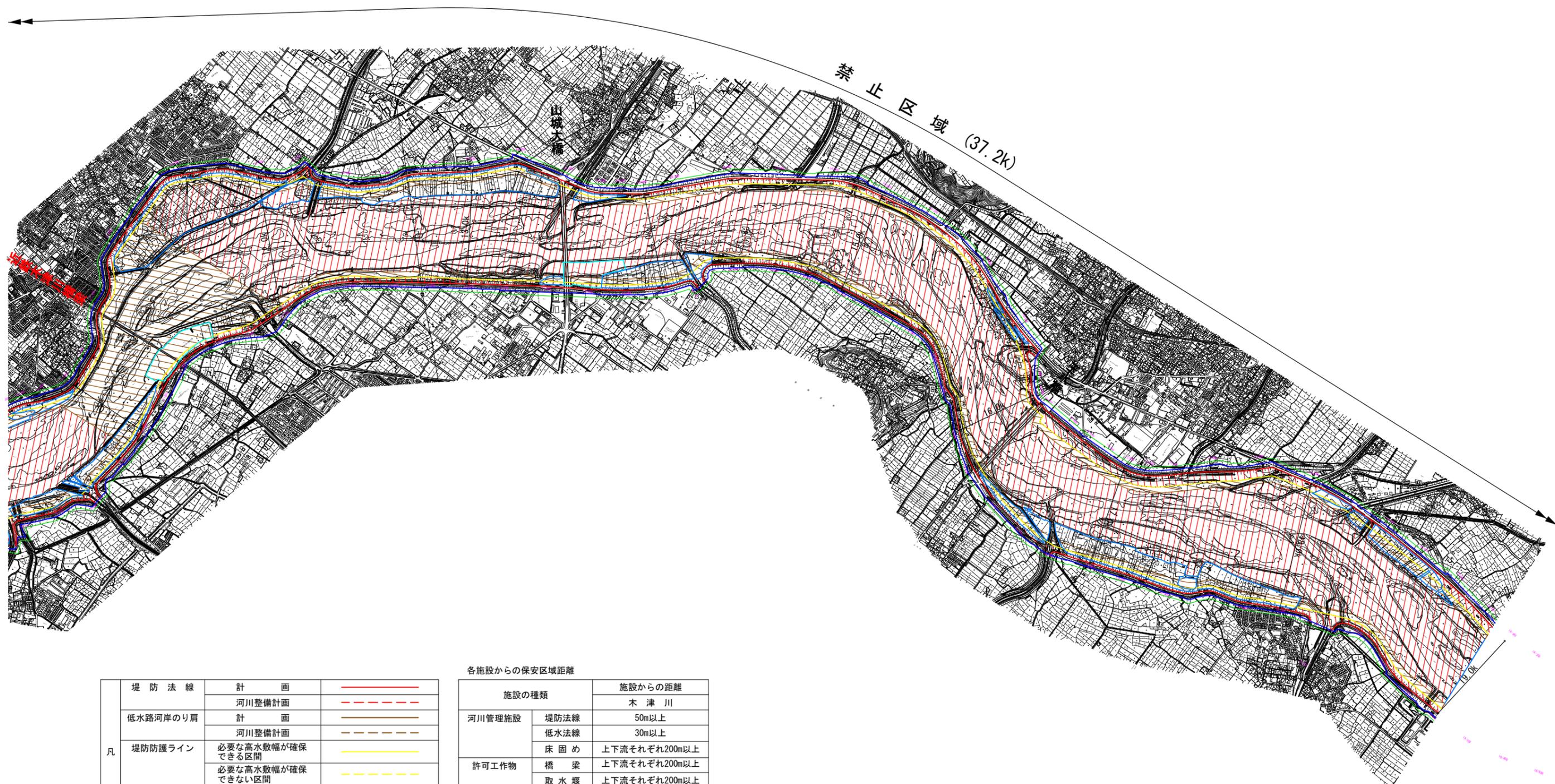
※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	木津川	
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
許可工作物	床固め	上下流それぞれ200m以上
	橋梁	上下流それぞれ200m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

木津川 平面図(3/5) S=1:10,000



凡	堤防法線	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
	低水路河岸のり肩	計 画	———
		河川整備計画	- - - - -
凡	堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	———
		必要な高水敷幅が確保できない区間	- - - - -
例	低水路河岸管理ライン		———
	官民境界		———
	河川区域界		———
	河川保全区域		———
	現 況		———
	禁 止 区 域		▨▨▨▨
	保 安 区 域		▨▨▨▨
	堤外民地		□□□□
	占用範囲		□□□□

※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

各施設からの保安区域距離

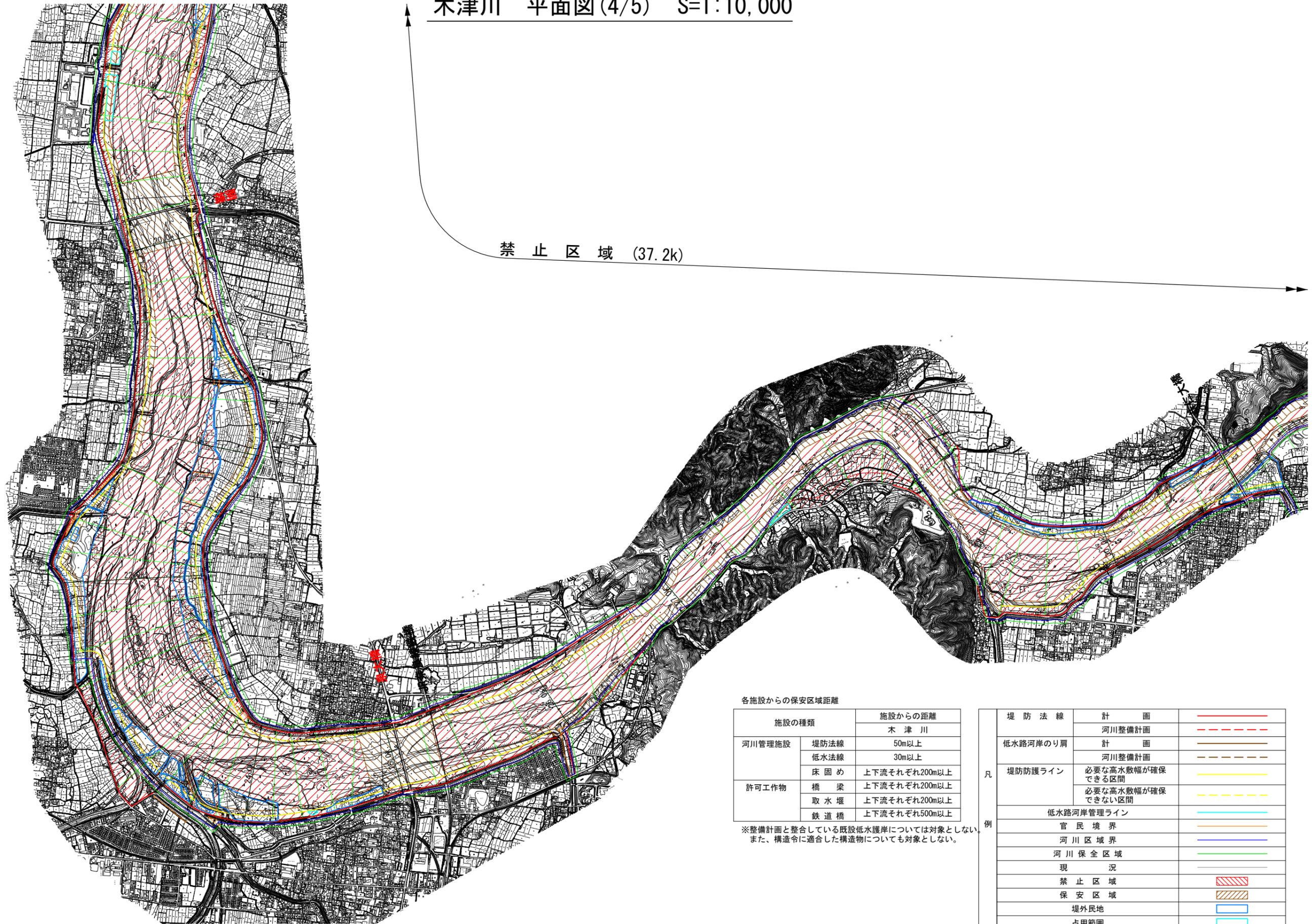
施設の種類	施設からの距離	
	木津川	
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床 固 め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋 梁	上下流それぞれ200m以上
	取 水 堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄 道 橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。



木津川 平面図 (4/5) S=1:10,000

禁止区域 (37.2k)



各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	木津川	
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
	床固め	上下流それぞれ200m以上
許可工作物	橋梁	上下流それぞれ200m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上

※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

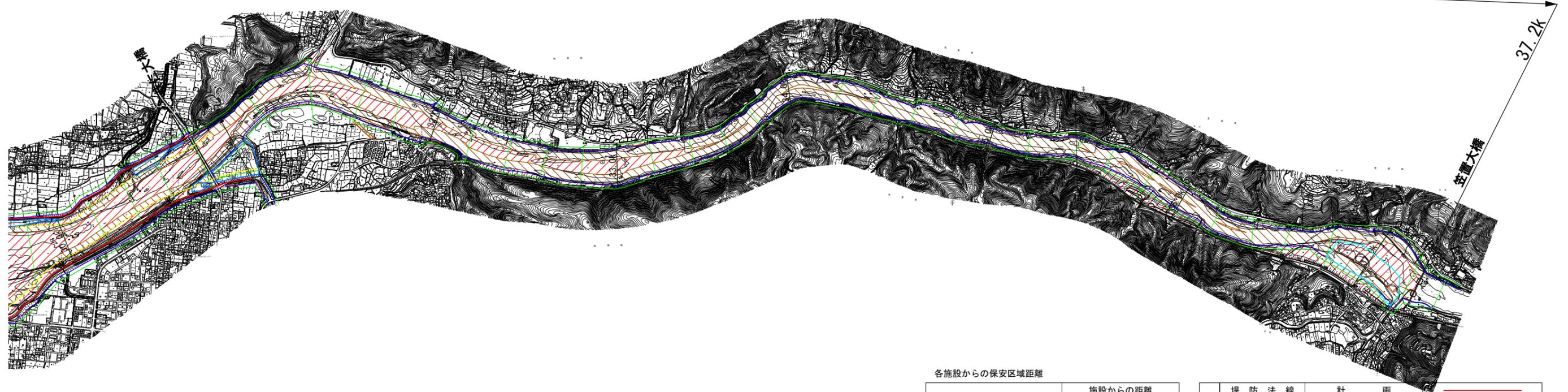
凡例	堤防法線	計画	
		河川整備計画	
	低水路河岸のり肩	計画	
	河川整備計画		
堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間		
	必要な高水敷幅が確保できない区間		
	低水路河岸管理ライン		
	官民境界		
	河川区域界		
	河川保全区域		
	現況		
	禁止区域		
	保安区域		
	堤外民地		
	占用範囲		

※橋梁(赤字)は、構造令未適合を示す。

木津川 平面図 (5/5) S=1:10,000



禁止区域 (37.2k)



各施設からの保安区域距離

施設の種類	施設からの距離	
	木津川	
河川管理施設	堤防法線	50m以上
	低水法線	30m以上
許可工作物	床固め	上下流それぞれ200m以上
	橋梁	上下流それぞれ200m以上
	取水堰	上下流それぞれ200m以上
	鉄道橋	上下流それぞれ500m以上

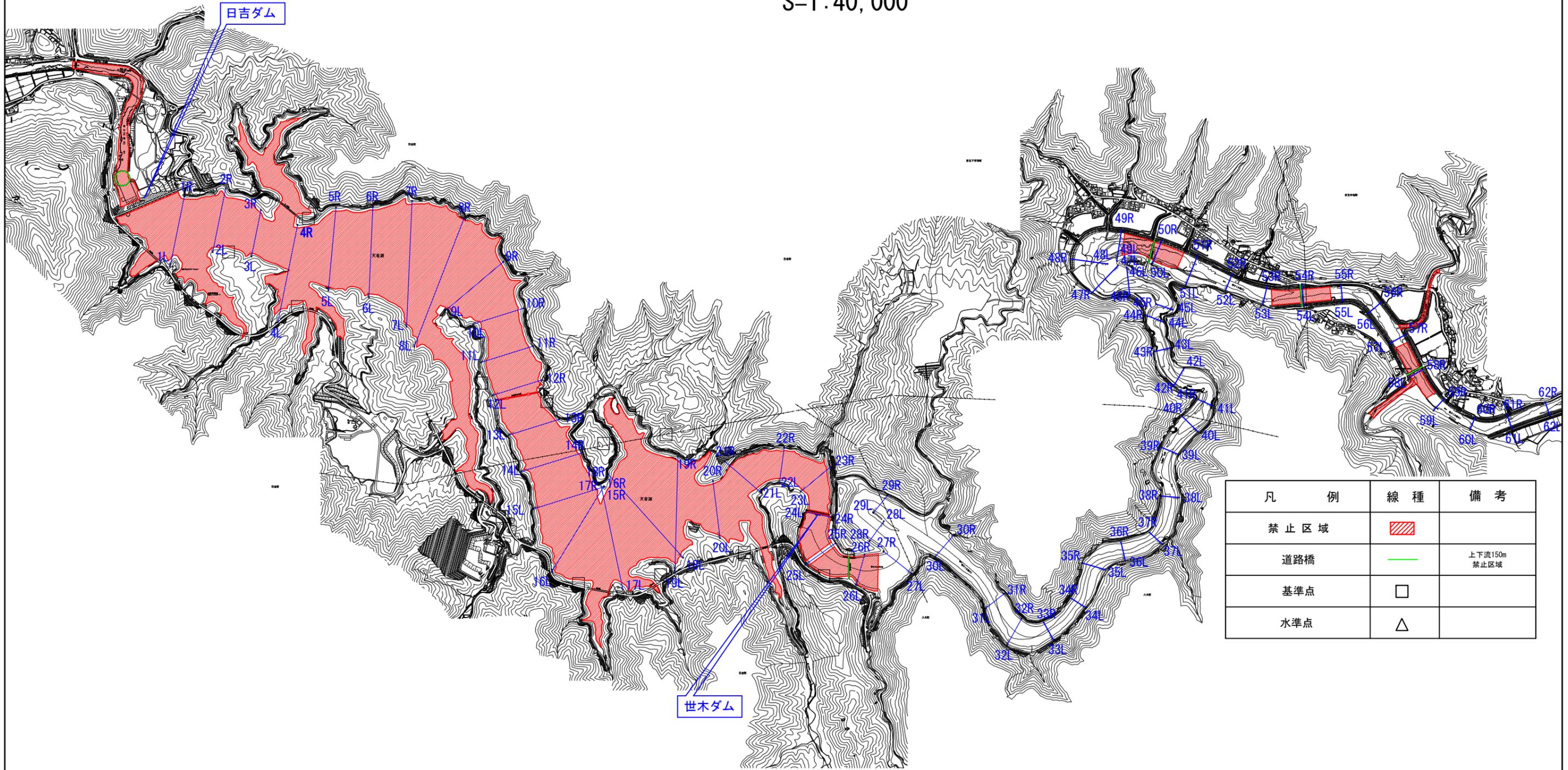
※整備計画と整合している既設低水護岸については対象としない。
また、構造令に適合した構造物についても対象としない。

凡例	堤防法線	計 画	河川整備計画
	低水路河岸のり肩	計 画	河川整備計画
堤防防護ライン	必要な高水敷幅が確保できる区間	必要な高水敷幅が確保できない区間	
	低水路河岸管理ライン	官 民 境 界	河 川 区 域 界
	河 川 保 全 区 域	現 況	禁 止 区 域
	保 安 区 域	堤 外 民 地	占 用 範 囲

※橋梁（赤字）は、構造令未適合を示す。

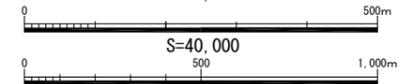
日吉ダム平面図

S=1:40,000



凡 例	線 種	備 考
禁止区域		
道路橋		上下流150m 禁止区域
基準点		
水準点		

世界測地系 (JGD2000) : 6系
標高基準面 : TP
S=20,000



業務名	
名称 日吉ダム平面図	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所	